

## 地方独立行政法人大阪市博物館機構寄附金等規則

平成 31 年 4 月 1 日  
大阪市博物館機構規程第 51 号

### (目的)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）が受け入れる寄附金等について、その取扱いに関し必要な事項を定め、適正な運用に資することを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規則において、「寄附金等」とは、法人における業務の推進を目的に寄附される現金、有価証券及び次の各号に定める現物をいう。

- (1) 土地
- (2) 建物
- (3) 車両運搬具
- (4) 機械装置
- (5) 工具器具備品
- (6) 図書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、現金、有価証券を除く動産

### (充当経費)

第 3 条 寄附金等は次の各号に定める経費に充てることができる。

- (1) 法人の研究に要する経費
- (2) 法人の施設・設備の整備に要する経費
- (3) その他法人の業務遂行に要する経費

### (受入れの制限等)

第 4 条 次の各号に掲げる条件の付されている寄附金等は、これを受け入れることができない。

- (1) 寄附金等により取得した財産を無償で寄附者に贈与すること
- (2) 寄附金等による研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること
- (3) 寄附者が寄附金等の使途について調査を行い、又は使途について報告を求めること
- (4) 寄附申込み後、寄附者の意思により寄附金等の全部又は一部を取り消すことができること

(5) 研究上支障があると認められる条件

(6) その他法人の業務遂行に支障があると認められる条件

- 2 前項のほか、第2条第1号及び第2号の寄附のうち、法人において受領後直ちに売却する以外の利活用が見込めないときは、これを受け入れることができない。

(使途の特定)

第4条の2 理事長は、寄附の受入にあたり、寄附者があらかじめ使途を特定しない場合においては、理事会を経て使途を特定することができる。

- 2 前項の使途については、法人の運営に係る管理的経費を含むものとする。

(申込み)

第5条 寄附金等の申込みは、寄附申出書により受け付けるものとする。

(受入れの決定)

第6条 理事長は、寄附金等の申込みがあったときは、寄附金等の使途目的が法人の業務遂行上、有意義であり、かつ、支障がないと認められるものについて、受入れることができる。

- 2 第1項にかかわらず、第2条第1項第1号及び第2号等重要なものは、理事会を経て理事長が受入れを決定する。

(受領書の発行)

第6条の2 理事長は、寄附の申込みの金額が入金されたとき、または寄附された物品等の法人への引き渡し完了したときは、寄附者に受領書により通知するものとする。

- 2 理事長は、受領したものについて、年1回理事会に報告するものとする。

(使途変更等)

第7条 理事長は、各館等の長から寄附目的を達成し、残額が生じ、他の使途目的に使用する旨の申請があったときは、適当と認められる場合に限り、理事会を経て当該申請を承認するものとする。

(募集による寄附金)

第8条 理事長は、法人の業務に必要と認めるときは、寄附金を募集することができる。

- 2 理事長は、前項に定める寄附金を募集する場合、理事会を経て使途を特定することができる。

(募金箱による受入に関する特例)

第9条 前条において、募金箱に入金される方法(募金箱により行われる匿名の寄附であつて、現金による受入れをいう。)によって行われる場合は、第4条から第6条の2までの規程によらず寄附金の受入れを行うものとする。

2 前項において、受入れに必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年3月25日から施行する。